

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する
法律違反事件被疑者らの検挙について（情報提供）

警視庁生活安全部生活環境課は、みだしの事件で被疑者3名を逮捕するとともに、被疑者1名及び被疑法人2社を東京地方検察庁へ書類送致した。

本事件については、古物商などが、インターネットオークションにおいて、違法に象牙を販売していたもので、国民の文化的な生活を害する恐れがあったことから、それぞれの者に対して指導徹底を図り、再度発生することがないようにするため情報提供いたします。

1 逮捕年月日

令和8年1月31日（土） 通常逮捕（被疑者A、B、C）

2 送致年月日

令和8年2月2日（月） 書類送致（被疑者D、被疑法人甲、乙）

3 被疑者

A	長野県上高井郡居住	代表取締役	47歳	男
B	広島県呉市安浦町居住	自営業	53歳	男
C	広島県呉市居住	自営業	48歳	男
D	長野県下高井郡居住	取締役	33歳	男

4 被疑法人

甲	所在地	長野県上高井郡高山村大字高井4869番地11
	商号	チャオジャパン株式会社
	代表取締役	竹前 直人
乙	所在地	長野県中野市大字吉田93番地2
	商号	タラワディ株式会社
	代表取締役	中鶴 グリッサナー

5 事案の概要

- (1) 被疑者Aは、古物営業を営む被疑法人甲の代表取締役であるが、法定の除外事由がないのに、

第1 令和7年2月1日から同年4月7日までの間、3回にわたり、国際希少野生動植物種の器官であるアフリカゾウの象牙3本を、画像及び販売価格、販売する旨を掲示し、インターネットオークションサイトへ広告し

第2 令和7年2月12日から同年4月14日頃までの間、前記象牙3本を、3名に対して、代金合計108万3,690円で譲渡したものの。

- (2) 被疑者B、Cは、共謀の上、法定の除外事由がないのに、令和7年2月20日頃B方において、被疑者Aが発送したアフリカゾウの象牙1本を、代金55万3,620円で譲受けたものの。

- (3) 被疑者Dは、輸出代行業などを営む被疑法人乙の取締役であるが、法定の除外事由がないのに、令和7年2月12日、被疑者Aが発送したアフリカゾウの象牙1本を、代金38万2,260円で譲受けたものの。

6 罪名・罰条

- (1) 被疑者A・被疑法人甲

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

同法第17条（広告の禁止）

同法第4条第2項（希少野生動植物種）

同法第4条第4項（国際希少野生動植物種）

同法施行令第1条第2項（国際希少野生動植物種等）

同法第58条第2号（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

同法第65条第1項第2号（2,000万円以下の罰金）

- (2) 被疑者A・B・C・D・被疑法人甲・乙

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

同法第12条第1項（譲渡等の禁止）

同法第4条第2項（希少野生動植物種）

同法第4条第4項（国際希少野生動植物種）

同法施行令第1条第2項（国際希少野生動植物種等）

同法第57条の2第1号（5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科）

同法第65条第1項第1号（1億円以下の罰金）

刑法第60条（被疑者B、C）